

名 課 第 号
令和7年12月5日

償却資産所有者 各位

名張市長 北川 裕之 (公印省略)

令和8年度固定資産税償却資産の申告について (案内)

平素は、市政運営にご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。

令和8年度固定資産税償却資産の申告に必要な申告書等を同封しますので、記入例等をご確認いただき、下記により申告くださいますよう、よろしく願いいたします。

記

1. 提出期限 令和8年2月2日(月) 必着(郵送可) ←1月31日が土曜日のため翌開庁日

※地方税法参照条文(抜粋)

第383条 毎年1月1日現在における当該償却資産について、その所在、種類、数量、取得時期、取得価額、耐用年数、見積価額その他償却資産課税台帳の登録及び当該償却資産の価格の決定に必要な事項を1月31日までに当該償却資産の所在地の市町村長に申告しなければならない。

2. 提出書類

(1) 償却資産申告書(償却資産課税台帳)

- ・表示されている所有者情報を確認してください。令和7年10月末時点の情報にて作成していますので、変更がある場合は、訂正のうえ、登記簿の写し等を添付してください。
- ・備考欄に令和7年1月2日以降の資産の増減の有無を記入☑してください。

(2) 種類別明細書 次により作成・提出してください。

- ①増加資産がある場合⇒同封の明細書の末尾に増加分を追記、又は増加分のみを記入した明細書を作成し全ページを提出。
- ②減少資産がある場合⇒同封の明細書の該当資産を赤線で抹消・修正し、余白に減少事由を記入して、全ページを提出。
- ③増減がない場合 ⇒償却資産申告書の備考欄の「無し」に記入☑していただき、同封の明細書もあわせて提出。

3. 課税標準の特例に該当する資産がある場合

＜別紙「償却資産に係る課税標準の特例措置について」参照＞

記入例により特例の率、及び適用条項のご記入をお願いします。また、特例が適用される初年度の場合は、特例に該当することが分かる書類(認定証の写し等)を必ず添付してください。

裏面へ

4. その他

- ◇ 廃業、支店の閉鎖等により資産がなくなった場合は、備考欄にその旨を記載して、(1)の償却資産申告書のみ提出してください。
- ◇ 同封の用紙は「提出用」「控用」の2枚複写になっています。受付印付きの控えが必要な場合は、返信用封筒を同封のうえご提出ください。
- ◇ 申告書及び種類別明細書（増加資産・全資産用、減少資産用）の様式は、市ホームページ (<https://www.city.nabari.lg.jp>) からダウンロードできます。
- ◇ 地方税電子申告 eLTAX (エルタックス) が利用できます。詳細は、エルタックスホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp>) をご覧ください。
- ◇ **過去の申告において申告漏れがあった場合は、過年度分（令和7年度以前）についての修正申告が必要となりますので、合わせてご提出をお願いします。**（市ホームページから様式をダウンロードいただくか、下記までご連絡をいただければ、様式を郵送させていただきます。）

提出先・お問い合わせ先

〒518-0492 三重県名張市鴻之台1番町1番地
名張市 市民部 課税室（資産税担当）
（月～金曜日、午前9時～午後4時30分）（祝日を除く）
TEL 0595-63-7437